

# （仮称）藤沢市市民活動サポート センター開設委員会報告書

2001年（平成13年）7月

（仮称）藤沢市市民活動  
サポートセンター開設委員会

## 目 次

はじめに	-----	1
（仮称）藤沢市市民活動推進センターの運営等について	-----	1
1 開設時の機能について	-----	1
2 推進センターの運営について	-----	1
（1）運営組織	-----	1
（2）運営団体の選考基準	-----	2
（3）運営団体の選考方法	-----	2
（4）運営団体の選考手順	-----	2
3 推進センターの概要	-----	3
4 施設の名称	-----	4
（仮称）藤沢市市民活動推進条例（案）について	-----	4
おわりに	-----	4
（仮称）藤沢市市民活動推進センター運営のしくみ図	-----	5
（仮称）藤沢市市民活動推進センター配置参考図	-----	6
（仮称）藤沢市市民活動推進条例（案）	-----	7
（仮称）藤沢市市民活動推進条例施行規則（案）	-----	1 1
資料		
1 市民電子会議室「藤沢の市民活動を応援する会議室」の意見概要	-----	1 4
2 （仮称）藤沢市市民活動サポートセンター開設委員会設置要綱	-----	2 5
3 （仮称）藤沢市市民活動サポートセンター開設委員会の検討経過	-----	2 6
4 （仮称）藤沢市市民活動サポートセンター開設委員会委員名簿	-----	2 8

## はじめに

2001年（平成13年）3月、藤沢市市民活動推進検討委員会から本市の市民活動推進の指針となる報告書「藤沢市の市民活動の推進を目指して」が提出された。

本市の市民活動の推進は、基本的には、この報告書にもとづき施策化が検討され、実施されるべきものとするが、（仮称）藤沢市市民活動サポートセンターの運営及び（仮称）藤沢市市民活動推進条例の内容については、時間的な制約もあり、（仮称）藤沢市市民活動サポートセンター開設委員会に検討が委ねられていた。

そこで、2001年（平成13年）4月に設置された（仮称）藤沢市市民活動サポートセンター開設委員会で、6回にわたり検討を行ってきた結果、次のとおり報告する。

なお、市民活動サポートセンターについて、本開設委員会では、「市民活動推進センター」として検討し、以後、本報告書では「推進センター」と記載している。

この報告書において、次の言葉については、省略して記載している。

- ・藤沢市市民活動推進検討委員会は、「検討委員会」
- ・（仮称）藤沢市市民活動サポートセンター開設委員会は、「開設委員会」
- ・（仮称）藤沢市市民活動推進条例（案）は、「推進条例（案）」

## （仮称）藤沢市市民活動推進センターの運営等について

### 1 開設時の機能について

検討委員会報告書では、推進センターに望まれる具体的な機能として、10項目をあげている。

そのうち、初期段階（開設当初1～2年）の機能としては、場と機材の提供、情報の収集と提供・発信、学習機会及び市民活動団体の相互交流機会の提供という3つの基本機能に絞っている。これについては、次のとおり再確認した。

- (1) 開設時は、検討委員会報告書の3つの基本機能により運営する。
- (2) 高次機能の充実は、開設時から意識的に志向していく必要がある。
- (3) 情報技術の積極的な活用を図る。

### 2 推進センターの運営について

運営面の検討結果は、次のとおりである。

#### (1) 運営組織

推進センターは、「ふじさわ総合計画2020」の基本計画の中で、公設市民運営と明記されているが、責任ある運営を行うため、市が運営団体を公募して、委託する方法が望ましい。

毎年度、4月1日から翌年3月31日までの1年契約。

運営団体のほかに、高次機能の実現を促進し、運営面に幅広く個人や団体の力を結集するしくみとして、（仮称）サポーターズクラブを作り、運営団体がこの組織の事務局として全般的な調整をしていく。（別紙「（仮称）藤沢市市民活動推進センタ

一運営のしくみ図」5ページ参照)

運営団体は、3年ごとに公募・選考を行うことが望ましい。

(2) 運営団体の選考基準

応募条件

- ・募集時現在、市内のNPO法人又は法人格取得見込みの団体で、特定非営利活動促進法別表の第12号を活動分野にすることを定款に定めている団体。
- ・上記と同様の運営趣旨を有する市内の財団法人、社団法人、社会福祉法人。

推進センター機能を発揮するため、運営業務を誠実に遂行でき、必要な人材を常時提供できること。

幅広い個人や団体の力を結集するしくみを構築し、様々な意見を取り入れた運営を行うとともに、個人及び団体等が有する専門性等を活用し、高次機能の充実を意識的に提案し、実行できること。

藤沢のまちや市民活動のことをよく知っていること。

団体独自のビジョンを持って活動しており、市民活動の自立性を支援できること。

社会的弱者に目を向け、誰もが利用できるようにすること。

(3) 運営団体の選考方法

運営団体の選考経過については、公平性、透明性を担保できる方法が必要である。

運営団体は、企画コンペ方式により公募し、選考委員会により公開の場で選考を行い、決定することが望ましい。

選考委員会の構成

選考委員会の構成は、基本的には、開設委員会委員と市職員で構成する。ただし、開設委員のうち、推進センターの運営団体に応募した団体の関係者及び選考委員に加わる意志がない者を除く。

(4) 運営団体の選考手順

委託業務説明会	推進センター概要説明、運営団体募集要領説明、委託仕様書の提示（業務内容、委託条件等）
企画書提出	3年間の全体運営構想及び当初1年目の詳細計画を提出する。 主な内容は、管理運営の基本的な考え方、運営組織体制（人員配置計画）、経費配分、事業計画（情報収集・提供、学習機会、交流機会、個人・団体が参加するしくみの構築）、年間事業日程、その他の企画提案、団体概要（会員数、組織体制、活動内容とこれまでの活動実績、規約、従事予定者活動経歴等）など。 その他、開館記念事業など。
企画書縦覧	提出締め切り日の翌日から1週間（市民自治推進課で）

選考委員会 (書類審査)	応募団体の企画書について、仕様内容と申請内容の審査。
選考委員会 (公開選考会)	公開選考会 応募団体プレゼンテーションと選考委員会による選考。 (選考会傍聴者に発言や選考過程への参加は認めない。)

### 3 推進センターの概要

#### (1) 施設の概要

当初の施設の面積は300㎡程度とし、バリアフリーであることが不可欠である。  
また、施設の管理・運営に関しては、市が適正な予算を措置する必要がある。

#### (2) 開館時間

午前9時から午後10時まで

#### (3) 休館日

- ・年末年始(12月29日～1月3日)
- ・火曜日(祝日の場合は翌日)

施設メンテナンス(保守管理、害虫駆除等)のための休館を含む。

#### (4) 配置

別紙「(仮称)藤沢市市民活動推進センター配置参考図」6ページ参照。

#### (5) 運営ルール

登録制

利用者は自主登録制にし、協力を呼び掛ける。

予約制

会議室や機材等の利用を予約制にするか、自由利用にするかなどについては、具体的に施設が決定してから、施設の状況に応じて判断する。

#### (6) 必要な施設・設備、機材等の主なものの例示

施設区分	必要な設備・機材等
会議室	机、椅子、ホワイトボード、固定式パーテーション
多目的スペース	机、椅子、ホワイトボード、可動式パーテーション
作業スペース	印刷機、複写機、作業台、裁断機、机、椅子、黒板、保管庫
情報コーナー	パソコン(作業用、インターネット用)、本棚、ラック、掲示板、インターネット回線・情報関連機器など
団体活動用	ロッカー(大)、ロッカー(小)、レターケース、掲示板
交流スペース	テーブル、椅子、湯茶セット
運営事務用	電話、FAX、事務机、椅子、パソコン、キャビネット、相談カウンター
その他	公衆電話、スタッフ更衣ロッカー、ベビーベッドなど

貸出物品	OHP、スクリーン、プロジェクター（ビデオ、プレゼンテーション等に使用可能な機器）
------	---

上記以外にも、活動しやすくするための機材など必要なものは、その都度整備に努めること。

レターボックスは、メーリングボックス的に利用できるようにする。

施設整備については、全体的にバリアフリーの機材等を選定すること。

(7) 使用料など

ロッカーの使用料は徴収する。（推進条例（案）のとおり。）

コピー機、印刷機の利用については、実費負担とする。

4 施設の名称

(1) 条例上の名称は、「藤沢市市民活動推進センター」が適当と考える。

(2) 条例上の名称とは別に、愛称を付けることも考えられる。

（仮称）藤沢市市民活動推進条例（案）について

本開設委員会では、検討委員会報告書にもとづき、市民活動推進に関する規定と推進センターの設置・運営に関する規定を一体のものとした推進条例（案）及び同条例施行規則（案）を検討した。

法制上の専門的な表現等については、今後、行政に委ねるが、この条例案等に盛り込まれた趣旨及び内容については、ぜひ条例、規則に反映し、実現に向けて努力することを望むものである。

1 推進条例（案）

別紙「（仮称）藤沢市市民活動推進条例（案）」（7～10ページ）のとおり。

2 推進条例施行規則（案）

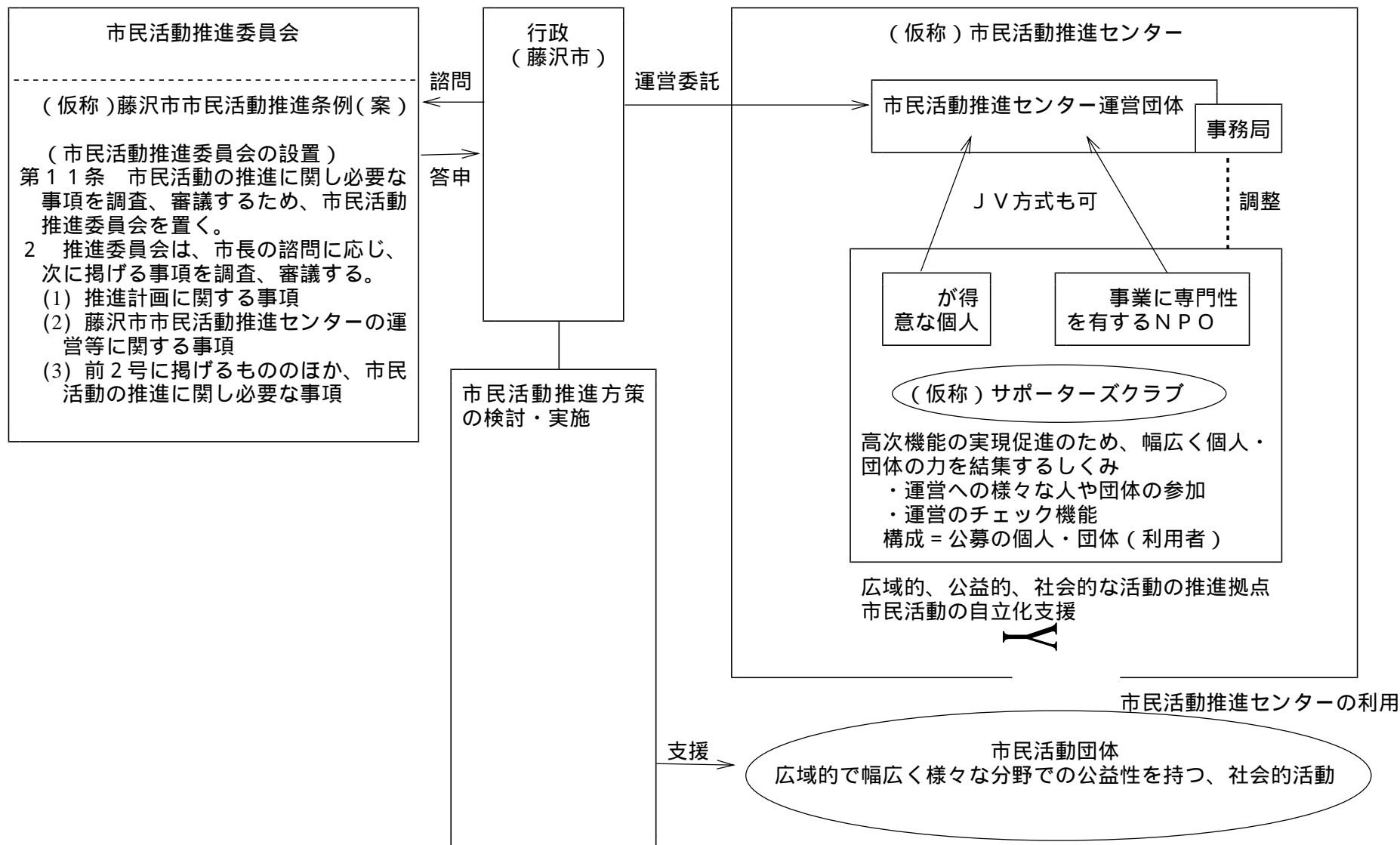
別紙「（仮称）藤沢市市民活動推進条例施行規則（案）」（11～13ページ）のとおり。

おわりに

本開設委員会では、検討委員会の報告書をベースにしたうえで、さらに推進センターの運営面及び推進条例の内容について主に検討を行ってきた。今後、本市の市民活動の具体的な推進方を展開していくにあたっては、これらの報告書にもとづいて進められることを期待する。

なお、推進センターについては、藤沢駅周辺の民間施設を賃借することをイメージして構想したものである。検討時点では、施設の場所が流動的であったため、具体化した場合、この報告書の内容と相違することがあり得ると思うが、基本的な点については、報告書に示された方向にもとづき推進されることを期待する。

(仮称) 藤沢市市民活動推進センター運営のしくみ図

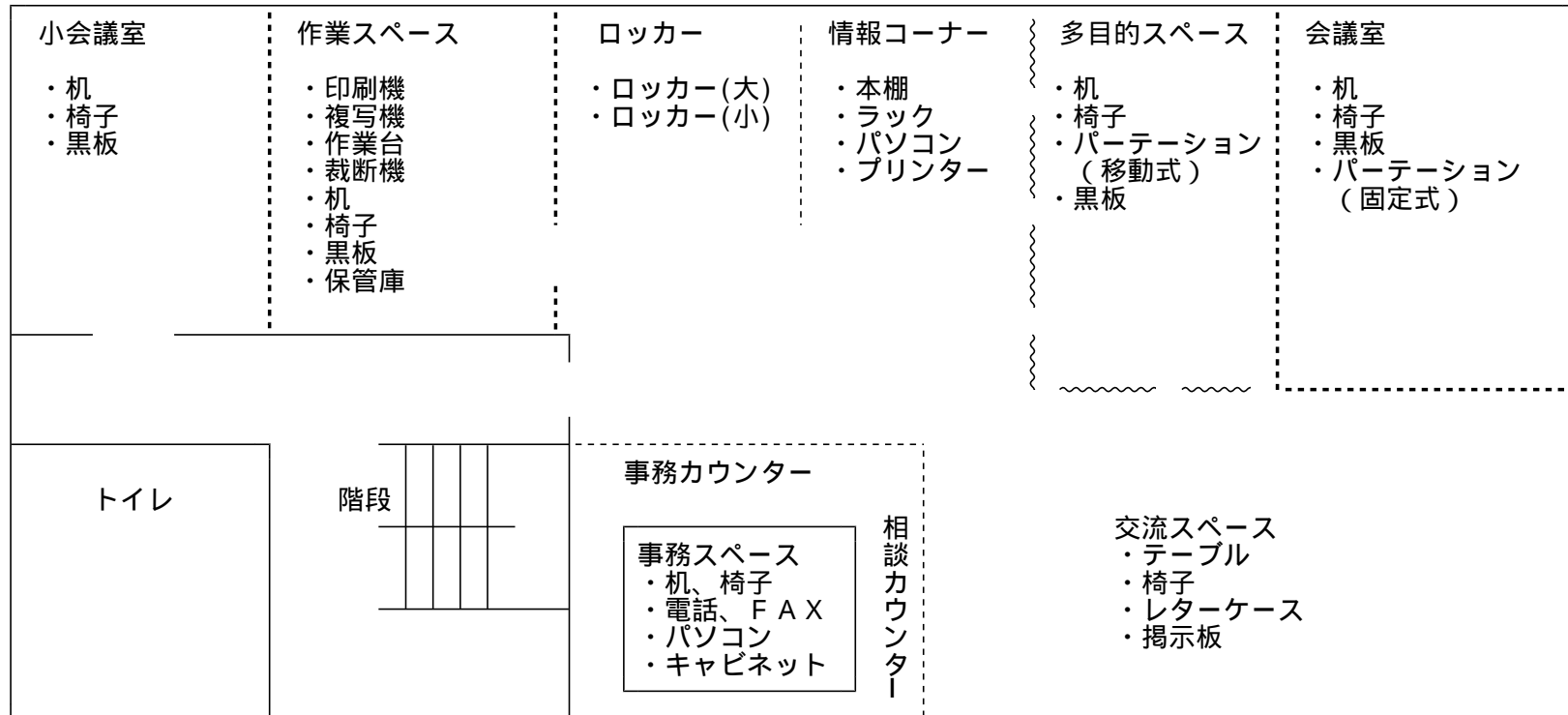


(仮称) 藤沢市市民活動推進センター配置参考図

市民活動推進検討委員会報告書

開設当初の機能

場と機材の提供  
 情報の収集と提供・発信  
 学習機会及び市民活動団体の相互交流機会の提供



その他必要と思われるスペース キッズコーナー



## (仮称)藤沢市市民活動推進条例(案)

### 前文

総則(第1条~第6条)

市民活動推進のための推進計画(第7条~第11条)

市民活動推進センター(第12条~第21条)

委任(第22条)

### 前文

社会の変化による様々な問題及び市民の多種多様なニーズに対し、これまでの諸制度や社会システムでは対応しきれない課題が生じている。

今後、行政が行う公平、公正を基本とする方策と、市民活動が行う自由で、自立した活動として行う独創的な方策との協働により、課題解決の方向が見出されると考える。

かつ、この市民活動が活発に行われることにより、市民一人ひとりの係わりの中、市民間、活動団体間等の連携が生まれ、拡大することにより、新しい地域コミュニティが生まれ、自由で人間性豊かな地域社会形成の新たな歴史的第一歩になることを期待し、その実現のためこの条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、市民活動の推進について基本理念及び市民活動の推進に関する施策の基本となる事項を定め並びに市民活動推進センターを設置することにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市にふさわしい人間性豊かな地域社会の実現に寄与するとともに市、市民、事業者による協働型社会を目指すことを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において市民活動とは、営利を目的としない活動で、幅広く市民が行う自由で多様な自発的活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

### (基本理念)

第3条 市民による自立的、自発的活動と市の責任ある施策の推進との協働によるまちづくりを基本に、市、市民活動を行うもの及び事業者は、市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、協力してその推進に努めるものとする。

### (市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき市民活動推進計画を策定し、市民活動の総合的な推進方を講じ、市民活動が活発に行われる環境づくりに努めるものとする。

(市民活動を行うものの役割)

第5条 市民活動を行うものは、基本理念に基づき、自発的に活動を行うとともに協働の実を高めるよう配慮する。

(事業者の協力)

第6条 事業者は、市民活動の意義を理解するとともに、その推進に協力するよう努めることが期待される。

(市民活動推進計画)

第7条 市長は、市民活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため市民活動推進のための基本計画(以下「推進計画」という。)を定めなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市民活動の推進に関する基本的な指針

(2) 市民活動の推進に関する基本的な施策(以下「基本施策」という。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関する重要な事項

3 市長は、推進計画を定めようとするときは、市民活動を行うもの、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な対応を講ずるとともに、市民活動推進委員会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、推進計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(基本施策)

第8条 基本施策には、市民活動の推進に関する次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 活動の場所の整備に関すること。

(2) 情報の収集及び提供に関すること。

(3) 市民活動を行うものの財政的支援に関すること。

(4) 市民活動を行うもの、市民、事業者、市の連携及び交流の推進に関すること。

(5) 市が行う施策への市民参加の推進に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、基本施策として必要な事項

2 前項第3号の規定による財政的支援を行うにあたっては、市民活動を行うものの公益性、支援を受ける事業の公開性を確保するものとする。

(行政サービスへの参入機会の提供)

第9条 市は、市民活動を行うものの活動を促進するため、公益性、社会性を有する非営利活動団体に対して、その専門性、地域性等の特性を生かせる分野における業務に関し、行政サービスへの参入機会の提供をするよう努めるものとする。

(提出書類等及び公開)

第10条 第8条第1項第3号の財政的支援及び前条の参入機会の提供を受けようとする市民活動団体は、規則で定める書類等を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する提出された書類等又は写しを、一般に公開しなければならない。ただし、市長は、提出された書類等を公開することにより、市民活動団体に著しく不都合が生じると判断したときは、その部分を非公開とすることができる。

(市民活動推進委員会の設置)

第11条 市民活動の推進に関し必要な事項を調査、審議するため、市民活動推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 推進委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査、審議する。

(1) 推進計画に関する事項

(2) 藤沢市市民活動推進センターの運営等に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関し必要な事項

3 推進委員会は、委員15人以上20人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民活動を行うもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、3期を限度とし再任されることができる。

7 市長は、必要があると認めるときは、専門委員を委嘱することができる。

(設置)

第12条 市民活動推進の拠点として、藤沢市市民活動推進センター(以下「推進センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第13条 推進センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
藤沢市市民活動推進センター	藤沢市 ー

(事業)

第14条 市は、推進センターにおいて次に掲げる事業を行う。

(1) 市民活動の推進のための施設及び設備の提供

(2) 市民活動に関する情報の収集及び提供・発信

(3) 市民活動に関する学習機会及び市民活動団体の相互交流機会の提供

(4) 市民活動に関する相談

(5) 市民活動に係る人材の育成、交流

(6) 市民活動に係る調査及び研究

(7) その他推進センターの設置目的を達成するための必要と認められる事業

( 使用者の範囲 )

第 1 5 条 推進センターを使用できるものは、次に掲げるものとする。

- ( 1 ) 広域的、公益的、社会的市民活動を行い、又は行おうとするもの。
- ( 2 ) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用をさせないことができる。

- ( 1 ) 公の秩序を乱すおそれがあるとき。
- ( 2 ) 管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ( 3 ) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

( 使用の許可 )

第 1 6 条 別表に掲げる推進センターの設備を使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

( 使用料 )

第 1 7 条 設備を専用使用する場合の使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 使用料は、使用の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が、特別の事由があると認めるときは、この限りではない。

( 使用料の返還 )

第 1 8 条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が、特別の事由があると認めるときは、その全額又は一部を返還することができる。

( 目的外使用の禁止 )

第 1 9 条 使用許可を受けたもの ( 以下「使用者」という。 ) は、許可を受けた目的以外に設備を使用してはならない。

( 使用許可の取り消し等 )

第 2 0 条 市長は、使用者がこの条例に違反したときは使用許可を取り消しし、又は使用を制限し、もしくは停止することができる。

( 管理運営委託 )

第 2 1 条 市長は、推進センターの管理運営を公共的団体に委託することができる。

( 委 任 )

第 2 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表

施設名等	単位	使用料額
ロッカー ( 大 )	1 個につき 1 月当たり	4 0 0 円
ロッカー ( 小 )	1 個につき 1 月当たり	2 0 0 円

(仮称) 藤沢市市民活動推進条例施行規則(案)

(趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市市民活動推進条例(平成13年藤沢市条例第 号。以下「条例」という。)第22条の規定に基づき、施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(提出書類等)

第2条 条例第10条第1項に規定する規則で定める書類を次のとおり定め、市長にあらかじめ提出しなければならない。

(1) 財政的支援を受ける場合

- ア 財政的支援を申請する書類(申請理由を記載したもの)
- イ 財政的支援を受けて行う事業の計画及び当該事業の収支予算を記載した書類
- ウ 当該年度の活動計画及び収支予算を記載した書類
- エ 前年度の活動実績及び収支計算を記載した書類
- オ 役員名簿及び会員数
- カ 規約、会則その他これらに類する書類(以下「規約等」という。)

(2) 参入機会の提供を受けようとする場合

- ア 登録申請書
- イ 当該年度の活動計画及び収支予算を記載した書類
- ウ 前年度の活動実績及び収支計算を記載した書類
- エ 役員名簿及び会員数
- オ 規約等

2 前項の規約等には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 設置目的
- (2) 団体の名称
- (3) 事務所又は活動の拠点の所在地(本市の区域内に限る。)
- (4) 役員及び会員に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、団体の運営に関する事項

3 第1項の市民活動団体の役員は、代表者を含め3人以上置かなければならない。

4 第1項第1号の財政的支援の場合にあっては、その受けて行った事業の結果及び当該事業の収支計算を記載した書類を事業終了後速やかに提出しなければならない。

5 市長は、第1項第2号の申請が市民活動団体の要件に適合すると認めるときは、当該団体を登録する。

6 前項の規定により登録された市民活動団体は、その登録の申請の内容に変更があったとき、又は解散したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

7 市長は、第5項の規定により登録された市民活動団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 条例第2条に規定する活動を行ったとき。
- (2) 第1項又は第6項の提出書類に虚偽の事実があったとき。
- (3) 第3項の役員の数に充足することができなくなったとき。

(書類等の公開)

第3条 条例第10条第2項の規定による公開は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 財政的支援を受ける場合にあっては、当該申請が交付決定されたとき及び当該事業が終了し前条第4項の書類の提出があったときに、その内容を公開する。
- (2) 参入機会の提供を受ける場合にあっては、前条第5項の登録されたとき及び同条第6項の届出があったときに、その内容を公開する。

(市民活動推進委員会の委員長及び副委員長)

第4条 市民活動推進委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときに委員長の職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民活動推進を所管する課が行う。

(開館時間)

第7条 推進センターの開館時間は、第8条に規定する休館日を除き、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第8条 推進センターの休館日は、次の各号のとおりとする。

(1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

(遵守事項)

第9条 使用者は、施設を使用しようとするときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可なく物品の販売をしないこと。

(2) 許可なく壁、柱、扉等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの職員の指示に従い、施設等の使用が終わったときは、原状に復した後当該職員に報告し、その点検を受けること。

( 使用料の返還 )

第 10 条 条例第 18 条ただし書の規定により返還する既納使用料の額は、次の各号の掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 使用者の責任でない理由及び使用する前日までに設備使用を取りやめたとき  
全額
- (2) 使用する前日までに条例第 20 条の規定により使用の許可を取り消したとき  
5 割に相当する額

2 条例第 18 条ただし書の規定により既納使用料の返還を受けようとする者は、設備既納使用料返還申請書に使用料を納付した事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を設備既納使用料返還決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

( 様 式 )

第 11 条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、別に定める。

( 委 任 )

第 12 条 この規則のほか必要な事項は、市長が別に定める。

# 市民電子会議室「藤沢の市民活動を応援する会議室」の意見概要

サポセン サポートセンターの略

(2001年4月16日～2001年7月2日 囲み数字は新規掲載。)

区 分	意 見 の 概 要
開設委員会の ミッション、 役割	1 委員会の検討内容は、サポセンの機能・運営方法・運営団体の選出方法、及び条例案等で、短期間での集中議論が必要となるだろう。
	2 市民活動推進方策全般についての意思決定がメインではないし短期間に議論を尽くすのは無理。市民活動推進計画をどのように議論していくかがポイント。
	3 「藤沢らしさ」に市民電子会議室のノウハウの活用が記されているので、この辺を市民電子会議室で議論し開設委員会に反映していったらどうか。
	4 開設委員会のスケジュールをよく理解しておくことが、意見反映のポイント。
	5 第2回開設委員会で次の3点について発言。 サポセン IT 計画 市民に見えるアクションプラン NPOの公共サービス参入。 のアクションプランでは、市と市民活動の関係が不明瞭の中、市の基本方針等を縦割りではなく確認したい。の公共サービス参入は、現状で参入できるNPOの有無は別にして、前例主義・実績主義のままならNPOが公共サービスを担うことは無理。条例化が必要か。
	6 開設委員会は、(私のイメージする)一般的な委員会と違って、白熱した議論が繰り広げられている。ぜひ一度傍聴にきてほしい。お勤めする。
	7 バリアフリーに関して厳しい環境にある候補施設を、開設委員会では出来る限り改善に向けた態勢を作っていきたいと思う。このことは決して贅沢ではない。
	8 開設委員の方の力強い発言に励まされ、再度発言する。本当は初めからエレベーターや多目的トイレがほしい。でも予算を考えるとどこか遠慮してしまう。
	9 サポセンの施設内容、サービス内容、運営等において、誰もがその決定過程について納得できる手続き方法を開設委員会で実現したいと考えている。
	10 委員会ではフォーラム4で出された提案を、次回の検討に反映させていきたい。
	11 市からのバリアフリーに関する情報提供と、フォーラム4での意見提案により、「開設委員会が開設委員会自身の方向」を明確にする流れが見えてきた。
	12 6/4の開設委員会では、運営団体は市内公募及び公開選考で決定 運営団体とは別に誰でも運営に参加できる(仮称)サポーターズクラブをつくる。というサポートセンター分科会の結論について全体で検討し、委員会の結論を出したい。
	13 開設委員が、今までの議論に自信が持てないとは困りもの。毅然としてほしい。
市民活動推進 フォーラム	1 サポセン候補地は車椅子でいけないということだが、現地を見る限り、リフトよりエレベーターの外付け設置がよいと思う。費用等の面から難しいか。既存施設の利用は考えなかったのか?(横浜市の例など)「支援」と「推進」と「サポート」のちがいは?以上3点がフォーラム3で印象に残った。
	2 サポセンの運営について、「市のことをよくわかっている人を使ってくれ。」という発言が複数あったが、意味がよくわからなかった。
	3 公民館との違いについての発言があったが、公民館では趣味のサークルが主体で、サポセンはボランティア活動が主体という感じで理解したい。
	4 カタカナの多用は考えるべきというのはもっともだ。また、サポセンの役割について具体的に説明してくれればもっと分かり易かったと思う。
	5 フォーラム3では市民活動推進検討委員会報告を行ったが、市民実行委員会主催のフォーラム4では運営団体選考や利用方法等の議論の結果を市へ提案したい。
	6 フォーラム4では、市民電子会議室での発言内容を私見も交え紹介したい。



	7	フォーラム4では、市から最新の「市民電子会議室意見概要」の資料提出がある。また、会議室参加者がフォーラムで発言すれば市民電子会議室の意見は反映可能。
	8	フォーラム4に参加したところ、市からサポセンはバリアフリーを考えて探す、という発言があり、大変うれしく思い、市民の小さな声が届くことを実感した。また、多くの方々がバリアフリーに関心を持ち、理解ある発言が多かったと思う。
ホームページ「協働のかけはしNPO」	1	現在、随時更新中。委員会議事概要等も可能な限り早くアップロードする。
	2	藤沢市市民活動推進検討委員会報告書がアップロード完了。7月上旬まで、city fujisawa 冒頭のトピックスに掲載している！
サポートセンターの概念、役割	1	サポセンの役割が、市民活動支援が中心となっているのが少々残念。公費でサポセンをつくるなら、協働のインターフェースになるよう期待したい。
	2	サポセンは単にサービス提供機関としてではなく、地域経営の拠点というイメージで取り組んでほしいと思う。地域で活動する多くの市民と直接ふれあえる場がサポセンだから、行政も上手に利用すべきではないか。
	3	サポセンでは情報を積極的に活用しようとしている。情報の収集と発信、市民電子会議室の活用等が報告書で謳われているが、情報を収集したいなら、市もきちんと情報提供しなければ。互いに情報を出し合うことが協働。また、市民活動推進計画で制度化することと、支援方策等をチェックすることも大事。
	4	サポセンとは、「ビルの1室か1フロアで、会議室、作業場、ロッカーがある。また、誰もが利用できるサロンがあり、市民がコーヒ一片手に談笑している。ロビーの片隅には NPO のチラシ等が並べられ、掲示板には各種情報が掲出されている。高速回線のパソコンも常備。」とイメージしてみた。
	5	公設とは概ね次の内容か。 場所を提供。 内装改修と備品等用意。 家賃やランニングコストを負担。 専従職員の給料を用意。 その他予期しないコストの負担。 以上の点が曖昧だと支援する側の市民も不安で納得しないだろう。
	6	サポセンは、議会や市役所のためでなく市民のために設立するもの。
	7	サポセンに対するニーズは本当に強いのか？高い市民税納入者として、無駄な投資はしてほしくない。ニーズの調査からも、初めは狭く設備も万全でなくても、経費をかけずにスタートしてみるのも1案。
	8	サポセンは、市民誰もが活用していく「場」であるという原則が、最も大切で肝要である。そこから条例なり、候補地なりを決定すべきであろう。
	9	市民活動の「場」づくりに犠牲を生じさせることは絶対に防ぎたい。誰もが気持ちよく活動できるサポセンを開設することが大事である。
	10	サポセンは様々な市民が持つ「生き甲斐」や「権利」を具現化し合う場だと思う。だから市民自体が創る主体者でなければ何ら意味を持たない。このことがサポセンの持ち得る唯一のニーズだと思う。
	11	サポセンは小さく生んで、見守りながら、大きく育てよう。そして障害者の方のアクセスは大切である。以上の点については、誰も異存がないようだ。
	12	障害を持つ者は「施し」を受けるだけでなく、藤沢駅エレベーター設置の例のように社会貢献活動も行っている。その活動のためにはサポセンは絶対に必要。「誰もが利用できるサポセン」への認識を持ってほしい。
	13	サポセンは独自で設備や備品を調達したり、助成金を受けることはないのだろうか。そういった場合、取り扱いはどうするのだろうか？
	14	他市における市民運営は、特定団体方式又は市民公募方式で一長一短ある。双方の長所を考え、藤沢市では運営団体とサポーターズクラブの二層方式としたい。
	15	NPO同士がお互いの課題を解決するために、経験やテクニックをもとに交流し切磋琢磨する関係ができると、一味違ったサポセンになる。サポセンには一方通行でなく、双方向通行の情報交流が不可欠であろう。
	16	サポセンの議論は、無自覚な市民活動を行う者にとってはとても参加しづらい。正直な感想だが、支援やサポートに関する議論は他人事に感じてしまう。

	17	「NPOや市民電子会議室のオタク化・タコツボ化」を解消する機会がサポセンにあるのではないかと思う。
サポートセンター候補施設	1	開設委員会開催に先立ち、候補地を見学する。市役所の近く、某企業の既存建物の2階、広さは約100坪、一応仮施設ととらえたほうがよいと思う。
	2	どこにつくるか、どんな内容にするかを自由に考えられたのは1月のフォーラムまでだった。商店街の空き店舗利用等、地域の活性化につながるような場所を提案しようと思っていたが、議論する前に前提条件が決まっていた。
	3	広さは、県・横浜・横須賀・海老名のサポセンに比較すると狭いが、限られたスペースに何を優先していくかが、「藤沢らしさ」につながるのでは。
	4	サポセンの具体的所在地がみえない。先の検討委員会を2回ほど傍聴したが地名は出てこなかったように感じた。ぜひ明らかにしてほしい。
	5	施設の間取りの取り方や必要な設備・備品について検討を進め、それに基づいて9月議会で予算化するという流れになっているようだ。
	6	誰もがサポセンに行きたいときにいける。出入りやトイレを心配することなく活動できたら素晴らしい。予算の壁はあるが開設後では改装は難しい。
	7	駐車場は、市役所の駐車場を使用できる予定。
	8	サポセンの設置は早いほうがよいが、後々「使いにくい」、「誰のためのサポセン?」と言われないことが大切だ。場所の再検討をするか、とりあえず現在の候補施設で決定しておき、新しい移転先を検討したらどうか。
	9	サポセン候補地で気になる点は「バリアフリー」と「情報化」である。
	10	今まで何度も委員会で話し合っているのに、こんな候補地を用意した市側の対応には、あきれやる腹が立つやら。市民を馬鹿にするのもいい加減にしてほしい。
	11	市庁舎等で場所を確保するなら、次の2案はどうか。湘南台市民センター2階の市民シアター事務室をシアター内の事務室に戻し、空いた部屋を使用。長後市民センターのコミュニティセンター1階の一角を使用。いずれも最寄りの駅はバリアフリー。藤沢駅周辺でなくてもよいのではないかと。
	12	開設時期を優先させるのではなく、誰もが行ってみたいくなるような、活動してみたいくなるようなサポセンを目指してほしい。別に急ぐことはないと思う。
	13	サポセンは本当に必要なのか。もし必要なら最低限の経費で実施してほしい。経費が安くすむなら、NTTの候補施設でも賛成する。
	14	サポセンにエレベーターや多目的トイレの設置を希望しているが、これにより車椅子利用者のみならず、高齢者や乳幼児連れの方や体の不自由な方にも使いやすい施設になる。これらの方々はサポセンで活動することが増えると思う。障害者にとっての住みよい街は、全ての人々にとっての住みよい街となる。場所の再考を願いたい、他の方々をどけて不自由をかけてまでとは思っていない。
	15	予算的にNTTの候補施設しか考えられないなら、サポセンのあり方から考え直したらどうか。また、バリアフルなサポセンを作る必要があるのだろうか。
	16	サポセンのニーズが見えているのなら、まずその方々が使いやすいようにすべき。どう使うかもわからないのに、極論すれば使う人がいるかどうかもわからないのに設備が先に議論されるのはどうかな?と思う。
	17	サポセンのニーズが明確でないのなら、あまり費用をかけず早くスタートさせ、様子を見た方がよいのではないかと。議論に時間をかけても具体化するとは限らないし、無駄を覚悟で1年程様子を見て軌道修正する方法がよい。
	18	湘南台の地下駐車場のよう、熟考を重ね費用をかけても残念ながら結果が伴わないこともあるので、サポセンは最初は満足のいかない内容であっても時には「走りながら考え、そして修正する」ような行政運営もよいのではないかと。
	19	サポセンの場所がNTTのところに決定したら、常駐スタッフは当然、階段をがんがんに上っていける身体的ハンディのない方になるであろう。

	20	バリアの多い場所ではなく、駅から遠くても、狭くても、工事を必要としない場所を探せば出費を抑えられる。同等の家賃で、条件を少し下げれば可能性はあるのでは。障害が有無に関わらず、誰もが利用できるセンターになってほしい。
	21	市ではサポセンは、様々な方が利用することを前提とした施設であり、鉄道駅から徒歩圏内にあるべきと考える。この条件で数年前より施設を探してきたが、広さ・設備・予算等から、適当な場所がなかったのが実状。
	22	今回市から、開設時期の見直しも含めた検討方針が出されたことは、市民電子会議室の議論、フォーラムの議論、及び候補地所有者との交渉等、様々な事項を勘案しての結果だと思う。今後もじっくり検討していきたい。
	23	横須賀市のサポセンを見学した感想を発言。交通の便もバリアフリー化も問題なし。公募市民による運営委員会が運営。正月以外オープンのため結構忙しいらしい。キッズルームがあったのは驚き。難点は、壁のないオープンスペースで防音対策が十分でなく、打合せ等に集中できないと思われる。快適すぎるスペースのため、怠惰に過ごすような団体が増える恐れもあると思った。
バリアフリー	1	候補地は市役所近くの NTT 別館、大変バリアフルな場所。鉄骨 2 階建、軽量コンクリート張り、室内は広く感じる。建物は古く、家賃は安いかも。交通の便もよく市が候補地として選んだのは理解できる。なお、入口に 4 段の階段があり、エレベーターはない。トイレも狭く車椅子は入れない。対策として、リフトやエレベーターの設置と水回りの改造。候補地を諦め別の場所を探す。諦めてバリアなままスタートする。の 3 点があると思う。
	2	鎌倉市では脳性麻痺の方が市議会議員になったのを機にバリア改善が行われた。
	3	財政難の折、至便の場所が確保できたなら良しとすべき。最初から全てを望むのは贅沢。車椅子で来たらみんなで担ぎ上げたらどうか。そのくらいの体力・気力が市民活動には必要だろう。焼け跡の戦後に比較して現在は整いすぎ。情熱だけを高く持てばバラックでもいいではないか。理想は昔英国で流行った「コーヒーハウス」。粗末な部屋に市民が集い、新聞を読み議論や喧嘩をしている大変猥雑な雰囲気だが、サポセンをこのようにできないか。
	4	バリアフリー対策として入口はスロープをつければよい。2 階へはエスカルをつけてほしい。なるべくお金をかけないで車椅子の方が訪れやすいようにしてほしい。ただ、トイレだけは何とか車椅子用にしてほしい。サポセンは、様々な方々が利用するだろう。コーヒーハウス構想って素晴らしい。
	5	エスカルって、狭くて折れ曲がった階段にも設置できるのだろうか。
	6	エレベーターの確保が無理なら、職員等で車椅子を担ぎ上げる他ないだろう。また、そういう気力は持っていたいものだ。
	7	エレベーターや多目的トイレ関係で概算 4 千万円くらいか、皆でここを利用し、新しい市民の風をおこしていくとすれば、金額では計れないと思う。理想を言えば産業センターの 1 階です。ここはバリアフリーになっていて本当によい。
	8	バリアについては、近々所有者との交渉が行われるが、約 4 千万円の財源確保はむずかしいようだ。
	9	リフトは快適なのか、残酷な対応ではないか？実体験が必要だ。また、リフトに 1 名の介助が必要なら、運営団体の選考要件にする必要がある。
	10	とにかく「サポセンを開設してしまえ」という考えには賛成できない。米国では ADA 法（米国障害者法）により障害者が不利になることを禁じている。
	11	リフトや昇降機の話が出ていますが、最初から「エレベーターでなくてもいい」という選択でよいのか？「サポセンにはエレベーターと多目的トイレがほしい」なら、その実現可能性を追求すべき。仮住まいは 5 年以上だろう。サポセンで活動予定の車椅子利用者間で、ぜひ話し合ってもらいたい。また、市は車椅子利用者及び実状を良く把握しているの方々の意見を参考にして対策を進めてほしい。
	12	サポセンに車椅子利用者がどのくらい来場されるかわからないし、その他にも体の不自由な方、高齢者、幼児連れの方等も利用するはず。人数を想定するよりも、初めからバリアフリーにしてあるということが大切だと思う。

13	車椅子対応の多目的トイレは必要。外出の時に水分制限をする方もいる。安心してみんなと活動や交流するには、介助がいらない車椅子対応のトイレが不可欠。
14	「バリアフリー＝車椅子利用者の階段昇降時の便宜を考える」という方向に流れていないか？多目的トイレとエレベーターは不可欠。特にトイレは車椅子対応のみならず、様々なハンディキャップをもつ方に対応したトイレが必要。「誰でも気軽に立ち寄れるサポセン」を目指すなら最低限のことである。
15	開設委員会の条例分科会を傍聴したが、目的・理念とも頷ける内容だった。だからこそ、バリアフリーでない場所を候補地に選定することに疑問を感じる。
16	すべての施設をバリアフリーにできたら素晴らしいが、現実的に金銭面から無理か。障害者福祉に多くの税金を使えば、他のことに税金が使えなくなる。会議室で「産業センター内の市民健康課の場所にサポセンを」といった発言に、幼児を持つ母親からすぐに反対意見が出たことが印象的であった。
17	「バリアフリー会議室」での意見を紹介する。サポセン設置には、様々な角度からの検討が必要。市は候補地選定でバリアフリーについて何も考えなかったのでは？フォーラム4では車椅子で市民活動を行っている者がいることをアピールしたい。リフトは、簡単に乗り移りできず、単独で気軽に利用できない。エレベーターは絶対必要。多目的トイレも絶対必要。開設後のエレベーター設置は、大変費用もかかるし、電動車椅子は約130キロあるので人力で挙げるのは無理。機械で代用できるものは利用したほうがよい。エレベーターや多目的トイレは他の人も有効利用できる。以上のような意見があったが、新規施設の場合、エレベーターや多目的トイレは当初からの準備が必要。
18	市民活動の実態では、障害を持つ方が活発に活動している例が多い。市民活動とかサポセンについての説明は、障害をもつ方が一番上手かもしれない。
19	障害者の方々への配慮は大変重要な要件だが、世の中には無数のバリアが存在する。高齢者からみたIT技術も、サポセン利用希望者が遠隔地通勤者なら、開館時間もバリアであると思う。バリア解消には、先行投資をできるだけ小さくしてニーズを調べ、その後本格的な投資を行うべき。サポセンについてはニーズがよく見えない。障害者の方々へのバリアフリーに反対ではなく、できれば障害者の方々から「障害者としてサポセンをこのように使いたい」という積極的な提起を望みたい。それにより、サポセンには障害者の方々から主体となる要件があることがわかり、場所の選定において障害者の方々へのバリア解消が必須条件となる。
20	バリアは世の中に無数ある。サポセンは身障者の人たちが主体になるわけではなく、市民活動をしている人、興味を持っている誰もが利用するところと考える。そこに最初からバリアを作るのはセンター設置の意味がないと思う。
21	障害者が「サポセンをこのように使いたい」という提起をしないと必要性が理解できないというのは、旧来からの健常者のもつ奢りだ。障害者の公共設備利用は、基本的人権の一つであると認識され、サポセンの場所は、「神奈川県福祉のまちづくり条例」や、国の「ハートビル法」に則って考えてほしい。
22	身障者問題を抜きにしてサポセンに関する意見を述べることは机上の論理でしか意味しない。もっと市民活動の実態に即した内容で語り合いたい。
23	市では、サポセンを設置する場所はバリアフリーであるべきと考える。つまりバリアがある施設は改修の必要があるし、改修できなければ他の場所を探す必要がある。そのためにサポセンのオープンが遅れることもあり得る。市では現在こうした視点で様々な交渉・調整を行っている。ただ、こうした交渉は相手・第三者等との関係から、全てを公表できないことをご理解いただきたい。
24	バリアフリーに関し、市の理解ある回答を大変喜ばしく思う。ぜひ、サポセンはバリアフリーで願いたい。開設が遅れても、たいしたことではない。
25	市からの貴重な情報提供により、「明らかにしない市の姿勢」に議論の焦点が移ってしまうのではないかと危惧を払拭できた。
26	市に対し、バリアフリーに関して会議室で発言したところ、大変理解のある答えが返ってきて、思い切って声を出して良かった。サポセンがどのように活用されるかわからないが、みんなで活気あるものになっていけばと願っている。
27	久しぶりに市から明快な書き込みがありうれしくなった。市の既存施設にはバリアフルな施設が少なくない。既存施設においても早急なバリアフリーに向けた改

	善策が求められている中で、新規施設をバリアフルなものにすることは避けたい。
	28 「ベビーズ かふえ会議室」の発言。 子連れ外出でのバリアへの配慮は殆どない。 ベビーカーを抱えて階段を上るのは辛い。ベビーカーと子どもを別々に運ぶようだ。 各階におむつ交換用の小部屋がほしい。小さなベッドだけでは安全面で不安。 階段はベビーカーを抱えすれ違える程度の幅が必要。 ハードのバリアはソフトで解決できることもある。周りの人の気遣いに助けられることも多い。 ベビーカーで階段を上がるのは15分歩くのと同じ。 子どもを乗せてベビーカーを運ぶのは危険。エレベーターやスロープがベスト。 サポセンに限らず、全ての施設で不便を感じる。
	29 「車椅子で入れないサポセン」についての、津市ボランティア連絡協議会の意見。 車椅子で入れない施設はサポセンとはいえない。 津市市民活動センターではトイレも車椅子だけでなく、横になってしか用を足せない方のための設備を用意した。 視聴覚ハンディを持つ方には、工事の始まる前に現地に必要な設備を確認した。 市民活動・ボランティア活動は身体ハンディに関係ない。 サポセンは、様々なバリアを解消しようという理念が利用者に伝わる場所であるべきだ。
	30 この会議室で、ハンディキャップをもつ人への発言者の気持ちが、心にしみて涙が出た。以前は「不便が当たり前」と思っていたのが、子育てを通じ藤沢市はバリアフリー化が大変すすんでいると感じたことがある。サポセンについては、大きな病院を参考にされたらどうか。入院生活は不自由な体に、とても快適だった。
	31 「サポセンのバリアフリー化を最優先する」という市の今後の協議経過を委員会を通してしっかり見守っていききたい。「バリアフリーを考える会議室」や「ベビーズ かふえ会議室」ばかりでなく、「電気電子に興味のある中高年会議室」からも「ハードウエアを完全にするよりも、運営スタッフの心遣いが重要なファクターである」という発言があった。
具体的な機能	1 サポセンは全国に多数あるので、藤沢市が新規に開設するなら全国各地の「市民活動団体の相互交流機会の提供」を重点的に行うことも面白い。具体的にはテレビ電話やインターネットテレビ放送が想定できる。テレビ電話は、マルチメディア平和学習フォーラム等で活用されているが、遠方のサポセンと結び合同で集会を開くことなど可能性は無限。回線速度も向上していくはず。また、インターネット放送も、今後のIT事業計画において必要な選択肢となる。
	2 公民館が個人の資質向上を目的とするのに対し、サポセンは社会活動を支援するという考え方には賛成。ただ、社会活動は、公民館のようにきれいな所での活動ではなく、もっと泥臭い労働が必要となるのではないか。(作業場・工作室等)
	3 基本機能は、次のようなものだと思う。「建物の管理以外では、利用の調整、目的外使用の規制、利用者との応談、掲示板やパソコンの管理、バリアフリー等」これらは最低限の機能として、開設当初から用意するものであろう。
	4 高次機能は、将来的に担えるようになればよいが、運営希望団体の企画立案の中で具体的に提案してもらうことも、開設委員会で検討していく。
	5 高次機能には、これまでも市役所の窓口代行とかテレビ電話とかについての発言がある。テレビ電話は、実施体制ができれば面白い企画だし可能性はあると思う。
	6 市民や行政は高次機能を求めるが、基本機能だけでも満足。また、コーディネート機能、コンサルティング機能、インキュベート機能は、全て相談機能に含められると思う。高次機能は大変理解が難しく、具体的な説明が十分でない。
	7 テレビ電話の設置は、高速回線が不可欠で設備費用を含めると低所得家庭では参加が困難。あまりに現実的でなく自分本位の幼稚な意見で議論に値しない。また、市役所代行は個人のプライバシー保護をどうするのか。違和感を覚え辟易する。
	8 テレビ電話の設置は、市民活動を行う方々からニーズがあるかどうかかわからないので、あまりお金をかけるべきではない。ただ、パソコンと高速回線はサポセンに設置されるだろうから、それを有効に使った設備を考えたいと思う。
サポートセンター IT 化計画	1 IT化は、人手とともに初期投資、事前リサーチ、情報収集が必要。「藤沢らしさ」とされるIT化関連事業に市と事業ベースでのパートナーシップは可能なのか？
	2 ITが素晴らしい訳ではなく、ITの裏側で進化している世界をPRしてほしい。
	3 サポセンIT計画、「藤沢らしさ」を示すキーワードになる予感がする。

	4	公民館等と動画がやりとりできる環境を作り、オンライン会議等ができないか。
	5	市民電子会議室の市役所エリアでの議論を見ると、行政の対応だけでは限界がある課題が多いのでNPOの力を結集し様々な課題の調整をサポートできないだろうか。また、会議室にNPOエリアを新設したらどうか。
	6	市民活動とかNPOが理解しにくいという方々のために、市民活動のデータベースづくりをサポートと地域のネットワークで行うのはどうか。また、最新ニュースは小泉内閣のように、メールマガジンで伝えることも良いのでは。
	7	市民電子会議室参加者から寄せられる悩み等を、その道の専門的知識を持ったNPOが迅速に回答するようなシステムはどうか。
	8	NPO法人は年度末に決算報告書を公開する義務があるので、「NPO法人決算報告帳」を作成しインターネットで一斉に公開する、という方法により、法人の信用度も上がるかも。アメリカのある州では現実に行われているらしい。
	9	市民活動とかNPOのデータベースは、ぜひ欲しい。活動の悩み等を同じ分野の団体等にうち明けて解決できればと思う。また、メルマガ構想もいいですね。
市民電子会議室のミッション	1	市民電子会議室では、これまで多くのマスタープランの市民参加をやってきたが、今回はとても具体的だし、条例化という作業が控えている。こういう性格の市民参加に市民電子会議室が開かれているので、ぜひ密度の濃い議論を展開したい。
	2	市民電子会議室のノウハウって何？サポートに市民電子会議室的なものをイメージすると、行政情報の提供に関する制度の確立と、運営主体のアイデア。行政や現場の情報提供が十分でないことは、常に指摘される問題点である。
	3	サポートは、市民電子会議室のノウハウを活用することになっているが、具体的なアイデアとして、こんなことができる こんなことをやってる例がある こんなことができたらいいな、の他に そのために必要なメンテナンスやサポートの体制 様々な問題点 ITなど必要ない、等の意見もだしてほしい。
	4	サポートに求められる機能として、場と機材の提供 情報の収集と提供、発信 学習機会と市民活動団体の相互交流機会の提供 相談対応 人材の紹介・派遣・交流 コーディネート機能 コンサルティング機能 インキュベーター機能 シンクタンク機能等がある。通常、パソコンの設置は の機能として、ホームページの開設は の機能として多くのサポートが保有している。これらは最低限必要だが、「藤沢らしさ」を発揮するには市民電子会議室のソフトを活用しオフばかりかオンで ~ までの機能を設置することを希望したい。
	5	市民電子会議室には38万市民のうち何人が発言しているのか。たとえ一部であっても意見を提起できる仕組みは重要だと思う。ただ、意見を出したくても出せない人がいることを発言者は常に意識し、ここでの意見が全てであるような誤解を招かないよう、細心の注意が必要だ。サポートの難しさは、意見を出せないでいる人々の協力なしでは運営できないことだ。
	6	市民電子会議室と、市民電子会議室に参加していない市民が集まるフォーラムと、開設委員会及び市が連携しながら検討を進めることが大事だと思う。
	7	市民電子会議室の発言は、バリアの関係が大半で、中身の話や運営についての議論は殆どしていない。このままではバリアを感じずにサポートには行けるが、肝心のサポートの中身は「空っぽの箱」だったということになりかねない。
	8	市民電子会議室では「分野を超える力を持つネットワーク」の確立を訴えているが、市民活動の現場に疎い市民電子会議室と、ITに疎い市民活動のネットワークは良好でない。改善を図ると共に、「サポート IT化計画」のアイデアがほしい。
	9	市民電子会議室には、市民の率直な悩みがたくさん寄せられているので、こうした場を通じてNPOが市民に貢献できることはかなりあると思う。市民や行政はそれなりに活用していると思うが、NPOを自認する人が最も遅れていると思う。NPOが市民電子会議室を活用しないと、市民から批判される可能性すらある。
	10	全国的に、市民電子会議室のようなオンラインのコミュニケーションツールの活用にNPOは長けていない。眺めているだけか、我関せずというスタンスが非常に多く、せいぜい情報の告知に活用するくらいである。すぐもったいない。

	11	市民電子会議室は使えるツールであり、工夫次第でいろいろ使い道があると思う。まずは始めて、試行錯誤しながら今後も利用していきたいと思う。
	12	NPOの市民電子会議室への関心の薄さは残念だ。ただ、今後関心が増す可能性は十分にあると思う。「市民電子会議室のオタク化・タコツボ化」が懸念される。
	13	「市民電子会議室のオタク化・タコツボ化」については、オフ会や交流会において、会議室の参加者が限られていることが課題であるという意見が多数出ている。
	14	市民電子会議室もサポセンも市民社会の成熟に関わるものであり、共に行政が深く関わっているが、お互いの壁を払拭できなければ最も失望するのは市民である。
藤沢市市民活動推進検討委員会報告書について	1	報告書を希望する方は、市役所市民自治推進課でお渡しする。
	2	報告書のとりまとめは、4月以降の強行日程をにらんでかなりきついものだった。
	3	報告書は、理念と機能面の記述が多く、一般市民には大変分かり難いものだった。もっと具体的な利用内容を説明していただけたらよかったと思う。
センター利用 対象者 市民活動 NPO	1	利用者は、公益的・社会的な活動を行う団体及び個人に限定し、それらの活動を市民事業として担える市民や市民活動団体を育てることを目的としている。
	2	サポセンは誰でも利用可能か。趣味のサークルが中心に利用するのは、おかしい。
	3	利用者の登録制は、鎌倉・横浜両市の施設で行われているが、単なる登録であり裁量許可ではない。利用に際し行政の恣意的フィルターがかかるのは避けたい。
	4	サポセンを利用する市内で市民活動を行う人とは、どんな人達なのだろう？子供が巣立ち、会社を定年し、第2の人生はボランティア、そんな人達だろうか。
	5	既成団体だと市民活動のことがわかっている、既成団体でないと市民活動をわかっているという理論は、市民活動の何を指しているのか？この点がサポセンに関する不協和音の元であるように思える。ぜひ誰か説明してほしい。
	6	市民活動のノウハウとは、市民活動の実践経験を生かし教え伝えることだと思う。
	7	いつも同じメンバーでしか活動しないことから、「市民活動のオタク化・タコツボ化」と呼ぶが、NPOは意外に内弁慶じゃないか。
	8	NPO関係者と話すと、概して閉鎖的であることがわかる。まさに内弁慶・井の中の蛙だ。また、NPO間の縄張り争いがみえることもある。
	9	同じ目標を持つNPO同士でも、手法が違うために競争することは良いことである。(取り組みやプランのパクリ合い等)
	10	NPOと市民は基本的に同義であるという認識が必要である。
市民活動推進 条例案	1	条例の骨子は次のような構成だと思う。 対象とする市民活動の定義 市の責務、やるべきこと サポセンがやるべきこと チェック機関
	2	条例はNPOだけのものではなく、ほとんどの市民に関わってくると思う。
	3	藤沢市では、施設の設置条例を制定する際には、「管理委託先」を明示するそうだ。これはサポセン本来の主旨からおかしいと思うが。
	4	条例では、支援だけでなく、協働についてもきっちり位置づけたほうがよい。また、他の条例の中で「情報」を取り上げて事例があれば教えてほしい。
	5	条例で協働を謳うと、市に賛成の人たちしか使えなくなるという懸念を感じる。
	6	条例に推進という曖昧な言葉が入ると、市民活動を選別する方向性が出ないか？
	7	条例で規定する、市民活動推進委員会の委員数は20名では多い、15名でよい。施設名を「藤沢市市民活動推進センター」に、条例名を「藤沢市市民活動推進条例」にしたい。会議室は無料にする等の意見が条例分科会にある。
	8	条例で規定する市民活動推進委員会は、市民活動総合推進方策全般を検討する、市の諮問機関である。したがってサポーターズクラブとは全く性格が異なる。



	9	条例に、「行政サービスの参入機会の提供」を取り入れる。また、市民活動推進委員会の定数は最終の開設委員会で再検討する。この条例は、市民に直接関係するため、より分かり易くするため一部条文を再検討する必要がある。
運営方法について	1	肝心なのは、運営主体に企画立案のノウハウがあること。また、運営主体が自発的にルールやしきみを実行できる権限をもつことである。
	2	運営主体に最初から効率的な運営を望むのは酷。トレーニング過程が大切だ。公設公営で市民も行政もトレーニングを重ね、ルールづくりをしていけばよい。
	3	ここでいう運営とは、単なるビル管理ではなくサポセンの企画立案機能も含む。この力量がサポセンのパフォーマンスを大きく左右する。
	4	運営組織の決定プロセスを透明にすることが大変重要であると思う。
	5	運営に関し、市民の力を結集できるような仕組みを担保するアイデアとしてサポーターズクラブ構想が生まれた。
	6	サポーターズクラブは「藤沢らしさ」を具現化したものになると思う。
	7	サポーターズクラブは、なぜ考えられたのか。おそらく運営団体の影響力が強くなるのを恐れ、利用者に影響力を持たせようとしたのだろう。
	8	サポーターズクラブは、高次機能の発揮には有効だと思う。高次機能を志向しないのなら、サポーターズクラブはいらない。管理規則やマニュアルだけで十分。
	9	既存組織をあてにせず、市民が自主運営することがベストだが、そんなことが可能なのか？市民活動にも責任が伴う。市民の意見と称して無責任な言動をする人たちが介入しないだろうか？また、既存組織に運営を任せると、当面スムーズにすすむと思うが、組織同士の権力争いが起こるのではないか。
	10	運営において、法律の専門家・マネジメントの専門家・監査役は必要であろう。
	11	「模擬サポセン」の開催を提案。開設まで時間があるので模擬的に開設。運営委員には開設委員が就任し、当初はフォーラム参加者に呼びかけ、相談事項や討論テーマを題材に疑似活動を行う。スムーズな発足には必要であろう。
	12	運営に関して幾つか質問したい。市が見込むセンターに係る経費はくら？市の支援が「自立した運営」を妨げないか？市民活動推進委員会の役割は？運営団体で有償スタッフはいるのか？団体の人は全員市民活動関係者か？政策提案とは？運営希望団体による現段階での立候補説明が必要ではないか？
	13	前12項の質問に私見で答える。の経費は年間百万円とか数億円とか極端なことはないが、場所によって変わると思う。は単年度契約に伴う運営団体作成の資金計画が市と合意すればよい。の市民活動推進委員会は議論が不十分。
	14	前12項の質問に答える。の経費について市からの提示等はない。改築費を除くと運営委託料と施設管理費がある。運営委託料は、鎌倉市(約5百万円)より高く、横浜市(数千万円)より安いのでは。人件費だけで、1日4人の交替制では2千万円位は必要と思う。の自立した運営を目指すなら、民設民営が本来。ただサポセンの運営は公益性が高く税金を投入すべきで、市はあまり介入せず運営団体や利用者組織に任せれば自立した運営は可能。の市民活動推進委員会はサポセンが他の関連機関等との連携するために必要な組織。については、スタッフが全て公募かどうかは運営団体が決定することなので結論づけられない。
	15	「模擬サポセン」の開催は面白そう、ぜひやってみたい。適当な場がないので、市民電子会議室上でサポセンらしいことを色々試してみたらどうか。
	16	「模擬サポセン」の開催を市民電子会議室上で試してみるというのは、良いアイデア。各種相談、同士の募集等、実務に即した試行が可能では。
	17	「公募が団体対象なら、自分も団体を通じて応募し、できれば運営を担いたい。」という方が多いようだ。また、市民活動推進委員会は市が必要とする組織なのか。この組織を公募制にして、サポーターズクラブのような役割を果たせないか。
	18	第5回委員会での主な内容報告。サポセンの運営は、「責任ある運営」と「個人や団体の力を結集する」しきみとして、運営団体の公募とともに、サポーター



		ズクラブのしくみを取り入れていくことが確認された。運営団体の選考は、企画コンペ方式による公開選考とする。選考委員会の構成は、「応募団体関係者を除く開設委員+市理事者等」で決定権を持つ。バリアフリー化については、引き続きN T Tと交渉中で、他の物件も検討しているとのこと。
	19	サポセン自体の法人化はないのか？
運営団体の選考について	1	バリアフリーはハード面だけの解決では済まない。運営団体には強い覚悟・意欲が望まれるし、運営団体の選考評価項目にこの課題への対応を取り入れたい。
	2	運営団体の選考評価項目にバリアフリーへの対応を取り入れると、ただ単に市の裁量権を広げることにならないか。意欲・意気込みの有無を市が判断するようになると、市に賛成的な意見が多い団体が優先される結果につながる懸念がある。
	3	機能の実現や市民の結集のためには、選考プロセスに市民側も参加すべきである。
	4	運営団体の決定権は市にあり、現段階では特に市民参加は考えていないというが、選考委員会が公開で選考してその選考結果を市に助言する、市は助言と異なる選考を行う場合には説明責任がある、とすれば選考に透明性が出るのでは。
	5	選考委員会の委員には、(現在の開設委員-公募当事者団体)がよいのでは。
	6	選考委員会構成で、次の3案が開設委員会で検討中。現在の開設委員-公募当事者団体 開設委員-公募当事者団体+公募市民 学識経験者、有識者、市理事者による構成。私見としては、基本的にはよいと思う。については、これまでの検討委員会や開設委員会等での議論の蓄積が無になる恐れがある。
	7	大切なのは選考プロセスの公開であろう。団体を選考することにより多額の税金が使われるのだから、委員にはそれなりの責務を要求したい。
	8	選考委員会委員の人選に関して3案出ているが、いずれも結果的には市が選んだ人たちなので賛成できない。開設委員もこういう意見を出して自分でおかしいと思わないのには不快感を抱く。また運営が、なぜ既存団体なのか理解できない。
	9	運営団体には「法人格を有するN P O」。法人格は契約上必要な条件。
	10	運営団体のあり方は、最も大事な点であり多くの方々共通認識を持ってほしい。
	11	運営には 市民や市民団体に開かれている 市民や市民団体が自立した運営を行う。の2点が重要。特に は、あえて公設市民運営を謳い、「1 4 番目の公民館」ではない施設であるサポセンならではの要素。
	12	運営には、登記関係・税法・経理・法律といった分野に精通した人や、全てのN P Oのジャンルをカバーできる人や、様々な情報を得られる人が不可欠。
	13	運営で、登記関係・税法・経理・法律等の多ジャンルにわたる相談援助に対し、N P O法でいう1 2 番目の活動分野(市民活動の運営、または活動に関する連絡、助言、援助の活動)のN P O法人は応じなくてはならないことになっている。
	14	運営方法で、運営したい人を公募し、運営委員会をつくるなら、公募選考するのは誰？また公募者の「人となり」が分からないと難しい。開設時は年数を決めて運営団体にお願ひし、軌道に乗ったら、さらに良い方法を模索すれば良いと思う。
	15	開設当初から、市民活動をしていない方々が運営を担うのはよくない。ある程度経験を積んでいる方々により実績を残した後、引継をした方が良いと思う。
	16	運営団体には、できるだけ多くの組織が名乗りを上げてほしい。開設委員会に2つの団体関わっており、どちらかになるのだろうという予見があるのがとてもイヤ。開設委員会は2つの団体のどちらかを決定する機関ではないし、委員誰も2つの団体が応募することを前提にもしていない。
行政の関わり	1	従来の市民活動は、「縦割り」「閉鎖的」といった弊害があった。サポセンはこの弊害をぜひなくしてほしい。そのためには市民の意識の向上が不可欠。
	2	市にはアクションプランが山ほどある。ただ、プランづくりのエネルギーに比較して実行への地道な努力が軽んじられているのではないか。総合計画2 0 2 0はぜひ実行ある計画になってほしいし、市民活動支援についての事業計画もある。

	3	市民活動推進について市がどのように考えて具体化していくか、また（仮称）市民活動推進委員会の設置とともに考えていくとよいと思う。
	4	サポセンをつくっても、活動するのは市民であり、市やセンター関係者ではない。活動の内容等は市民が決め、市やサポセンは後方支援に徹してほしい。
	5	行政の計画は殆ど単年度予算だが、将来を見据えた計画を立ててほしい。近年街のすみずみにバリアフリー化が進んでおり、もし、このままサポートセンターがバリアフリー化をせずに開設したらすぐに管理運営に支障をきたすであろう。
	6	サポセンに使う予算総額が見えないが、市民の要望は出しておくべきだ。エレベーターに係る費用が多額であるうと、それを遠慮していると、その後何に使われるかわからない、市民は市の財政をコントロールする権力は握っていない。
	7	「自治体のNPO政策というのは、単なるNPO支援策ではなく、自治体の自己改革プログラムであるといえる」。このことについて議論してきたのかな？
	8	「自治体のNPO政策というのは単なるNPO支援策ではなく、自治体の自己改革プログラムであるといえる」。このことは、検討委員会以来、何度となく委員が指摘してきた。そして「市民活動支援方策」が「市民活動推進方策」という表現に変わった。NPOが育ち、自治体が自己改革する、そして社会が変革する。
議会関係	1	サポートセンターに関しては、6月議会で取り上げられることになりました。ぜひ傍聴してください。6/14 総務常任委員会 6/19 本会議一般質問 議会としても、皆さんの活発な意見を無駄にしないように全力で取り組みます。
	2	6/14 の総務常任委員会には数名の方が傍聴していた。NPOを今回初めて皆さんからの声を大切にして、慎重に審議を行っていることを理解してほしい。
	3	議会はタイムスケジュールが不確定なため、議会を監視する「優良市民」になるには、十分な時間的余裕が必要だ。
	4	6/14 の総務常任委員会の結果報告。初めに市民活動推進検討委員会の報告書の概要説明をし、続いて杉下議員から次のような質問があった。 現在の市内のNPO法人数と活動分野は？（回答）現在20。他に3団体が申請中。活動分野で多いのは、保健・医療・福祉や子供の健全育成。サポートセンターの運営主体はどんな団体か？（回答）NPO法人またはそれに準ずる公共的団体。サポートセンター候補地のバリアフリー対策の状況は？（回答）補修工事の可能性や経費・施設の借用期間等について交渉中。結論はまだ出ず。 再質問 運営主体の選考基準や具体的選考方法は？（回答）運営主体は運営を受託できる能力があり、高次機能の充実を意識的に提案できる団体としたい。選考は公募による企画コンペ方式とし、選考委員会で公開選考する方法が、現在開設委員会で検討されている。運営団体は将来的にはNPO法人とするのか？（回答）サポートセンター開設当初から考えている。

(仮称)藤沢市市民活動サポートセンター開設委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この市における市民活動の発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的として、藤沢市市民活動推進条例の制定、及び(仮称)藤沢市市民活動サポートセンターの運営等について必要な事項を検討するために、(仮称)藤沢市市民活動サポートセンター開設委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、検討結果を市長に報告するものとする。

(1)(仮称)藤沢市市民活動推進条例の制定に関すること。

(2)(仮称)藤沢市市民活動サポートセンターの運営等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、企業関係者、市民活動関係者、福祉関係者、公募市民及び利用団体関係者等とし、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から平成13年9月30日までとする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長1人、副委員長2人を置くものとし、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民自治部市民自治推進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会の同意を得て、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成13年9月30日限り、その効力を失する。

(仮称)藤沢市市民活動サポートセンター開設委員会の検討経過

回	開催日時・場所	主な検討内容
1	2001年(平成13年) 4月16日(月) 18:30~20:15 市役所新館7階第5会議室	市長から委嘱状交付 委員長に山岡氏、副委員長に大川、川崎両氏を選出。 開設委員会の役割 検討事項及び日程説明 検討事項の協議 市民活動推進フォーラムの開催について (出席委員14人)
2	4月27日(金) 18:00~20:10 市役所新館7階第4会議室	(仮称)藤沢市市民活動サポートセンターの施設機能、物品の検討 サポートセンター候補地について(開設委員会の開催前に候補地の見学を行った。) (仮称)藤沢市市民活動推進条例の概要、構成の検討 市民活動推進フォーラムの開催について ・当日の進め方等の確認 5月7日と5月21日開催の開設委員会については、大川・川崎両副委員長をそれぞれチーフとする下記の委員構成による分科会を設け、詳細内容を検討することに決定。 (サポートセンター分科会委員) 川崎、森井、手塚、臼井、山本、櫛原、片桐 (条例分科会委員) 大川、野口、端山、酒井、亀井、小野、守永 (出席委員15人)
3	4月28日(土) 13:30~16:30 市役所新館7階第7会議室	市民活動推進フォーラム ・藤沢市市民活動推進検討委員会の最終報告 ・参加者との意見交換 (出席委員12人、参加者77人)
4	5月7日(月) 18:00~20:15 市役所新館7階第4会議室及び第5会議室	(サポートセンター分科会) 第4会議室にて開催 (仮称)藤沢市市民活動サポートセンターの運営方法、運営団体の検討 ・バリアフリー、運営団体の選考方法等について (出席委員6人)
		(条例分科会) 第5会議室にて開催 (仮称)藤沢市市民活動推進条例案の検討 ・骨子案の詳細検討について (出席委員5人)

回	開催日時・場所	主 な 検 討 内 容
5	5月21日(月) 18:05~20:15 市役所新館7階第4会議室 及び第6会議室	<p>(サポートセンター分科会) 第4会議室にて開催            (仮称)藤沢市市民活動サポートセンターの運営            団体の選出方法の検討            ・開設時の機能、運営組織、選考基準、選考方法            等について            (出席委員6人)</p> <p>(条例分科会) 第6会議室にて開催            (仮称)藤沢市市民活動推進条例案と運営内容の            整合検討            ・行政サービスへの参入機会の提供、団体登録制            等について            (出席委員7人)</p>
6	6月4日(月) 18:05~20:30 市役所新館7階第4会議室	<p>(仮称)藤沢市市民活動サポートセンターの運営            方法及び運営団体の選出方法等            ・運営組織、選考基準、選考方法、選考手順等            について、サポートセンター分科会の結果確認と            あわせて検討。            (仮称)藤沢市市民活動推進条例案のまとめ            ・条例分科会の結果確認とあわせて検討。            (出席委員14人)</p>
7	7月2日(月) 18:03~20:40 市役所新館7階第4会議室	<p>(仮称)藤沢市市民活動サポートセンターの運営            に関する検討事項の確認            (仮称)藤沢市市民活動推進条例案に関する確認            開設委員会報告書案の確認            (出席委員12人)</p>

(仮称)藤沢市市民活動サポートセンター開設委員会委員名簿

	氏名	所属機関又は団体名、役職等
1	委員長 山岡 義典	特定非営利活動法人 日本NPOセンター事務局長
2	副委員長 大川 照雄	元山梨学院大学教授
3	副委員長 川崎 あや	ふじさわNPO連絡会事務局
4	野口 勝代	藤沢商工会議所 女性会会長
5	端山 創之	社団法人 藤沢青年会議所理事
6	手塚 明美	特定非営利活動法人 藤沢市市民活動推進連絡会事務局長
7	森井 康夫	特定非営利活動法人 藤沢市市民活動推進連絡会監事
8	臼井 孝	ふじさわNPO連絡会会員
9	酒井 慎之輔	社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会事務局長
10	山本 洋子	特定非営利活動法人 パパラギ海と自然の教室事務局
11	亀井 文也	社団法人 藤沢青年会議所会員、弁護士
12	櫛原 直樹	ふじさわ・ごみの会代表
13	小野 淑子	特定非営利活動法人 ワーカーズコレクティブ藤事務局
14	片桐 常雄	藤沢市市民電子会議室運営委員
15	守永 英輔	じゃおクラブ代表、淑徳大学教授

順不同 敬称略